

令和5年 第4回農業委員会議事録

令和5年4月25日午後3時00分に第4回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

2 番 (柳橋 澄子) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 6号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第13号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和5年 第4回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第4回通常総会を4月25日（火）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（五十嵐局長）

ご着席願います。2番 柳橋澄子委員より欠席の旨、連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、こんにちは。今日は総会に出席していただきありがとうございます。今回から、春の人事異動で岸局長から五十嵐局長に代わりました。これから宜しくお願いいたします。今年、雪解けが早かったものの、ここにきて寒さと強風で皆さん農作物の管理に非常に苦労していると思いますけれども、今日あたりからまた、少し天気も持ち直してくるというような予報も出ていますので、皆さん農作物の管理をこれからも気を付けて作業をなさるようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長宜しくお願いいたします。

（議 長）

只今より令和5年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、4番 大崎清孝委員、5番 高橋央委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書1頁をご覧ください。案件は9件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1からNo.2は自作予定、No.3からNo.6は別人へ貸借予定です。No.7とNo.8は中間管理機構へ貸付予定です。No.9は未定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。次に議第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第11号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。まず所有権移転についてご説明いたします。4頁をご覧ください。案件は4件です。No.1の渡人は耕作不便のため、No.2の渡人は相手方の要望のため、No.3は世帯内の生前贈与です。No.9が世帯を別にする方への贈与です。受人No.1、2、9は経営規模拡大のための所有権移転です。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は3件です。No.4の渡人は兼業による経営縮小のため、No.5とNo.6の渡人は受人側の要望によるものです。受人側は全て経営規模拡大のための設定です。

最後に使用貸借権の設定についてです。No.7は、自身が出資する法人への設定です。No.8は世帯を別にする後継者への設定です。

No.1からNo.9は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

(1 8 番 本間委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 1 3 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、1 0 番 沼澤克己委員、1 6 番 星川礼子委員の退席を求めます。

(1 0 番 沼澤委員、1 6 番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第13号「尾花沢市農用地利用集積計画」について説明いたします。議案書13頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借11件、転貸49件、所有権移転6件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が6,309aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手13名、受け手7名、転貸が出し手26名、受け手17名、所有権移転が出し手6名、受け手6名です。合計は出し手が45名、受け手が30名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が3件で109a、6年から9年が5件で875a、10年以上が3件で124aです。転貸はすべて10年以上の設定で4,868aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

14頁からは、個別状況になります。このうち15頁2段目からは転貸で、20頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10番 沼澤克己委員、16番 星川礼子委員、復席ください。

(10番 沼澤委員、16番 星川委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

以上で、令和5年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後3時22分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年4月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____